

印紙税について

印紙貼付がされていても、消印（割印）がない場合、過怠金がかかる可能性があるため、消印（割印）する

本人確認

文書	課税対象	備考	印紙税額の目安
お客様の個人情報の取り扱い同意書	×		
誓約書	×		

媒介

文書	課税対象	備考	印紙税額の目安
媒介契約書	×		
一般媒介契約書	×		
専任媒介契約書	×		
専属専任媒介契約書	×		
仲介手数料 承諾書	×		
仲介手数料 約定書	×		

買取

文書	課税対象	備考	印紙税額の目安
不動産売買契約書	○		
重要事項説明書	×		
領収書（手付金・決済金・仲介手数料など）	○		
解除証書	×		
合意書	▲	記載した内容で、課税・非課税が決まります。 ※合意内容記載に当たっては、課税される場合があるため、内容をよく確認し、合意書の締結が必要です。	
変更合意書	▲	記載した内容で、課税・非課税が決まります。	
買付証明書	×		
買付時のお知らせ	×		

売却・請負

文書	課税対象	備考	印紙税額の目安
売買契約書／工事請負契約書	○		
重要事項説明書	×		
請負契約書	○		
リフォーム提案に関する協定書	▲	協定書は、内容が金銭授受や請負契約（工事や業務委託等）に関わる場合、印紙税法の課税文書に該当します。課税文書の例：「提案・リフォーム工事に対して〇〇円支払う」	
領収書（手付金、着手金、中間金、残金、請負前受金）	○		
追加工事請負契約書	○		
解除証書	▲	契約内容の実質的な変更を伴う場合、違約金の支払いが記載されている場合、新たな権利義務関係が発生する内容が含まれる場合は、課税文書になる可能性あり。一方向からの通知であれば、課税文書とはならない。	
変更合意書	▲	金額が変わることによる場合など、課税文書になる場合あり	
融資（ローン）斡旋契約書	×	成約の完成を義務として負わないので、2号文書には該当しない。金銭を授受した事実の文書では無いため、7号文書に該当しない。	
発注書	×		
注文請書（建築工事やリフォームに係る工事など）	○		
鍵受領書／工事完了書	×		
省エネルギー基準への適合に関する意思確認書	×		
建築にあたってのご注意	×		